

学校防災計画概要

I 学校防災計画の基本方針

1. 児童・生徒や多くの町民に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じる恐れがある場合、学校は地域と一体となって危機対応に取り組む。
2. 学校は、授業の早期再開及び被災者の生活の場となる避難所の円滑な運営が行えるように取り組みを支援する。
3. 大規模災害発生時の初動体制は、①児童の安全確保を優先することとし、②情報連絡体制③教職員の参集体制については、事前に対応を具体的に示し、危機管理意識を深め体制を強化する。
4. 教育活動全体を通して、防災に対する意識を育て、災害に対する実践的な態度を養う。

II 校内の体制整備

1. 災害対策委員会の設置

- ・学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする災害対策委員会を設置する。
- ・委員は、防災管理者である教頭をはじめ、防災担当者で組織する。
- ・災害対策委員会は、災害が発生した場合（警報等が発令された場合も含む）、災害対策本部となる。

2. 地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応

- ・地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応について、事前に[緊急時対応マニュアル]で周知する。

【地震警戒宣言発令や大地震発生の場合[緊急時対応マニュアル]

	地震警戒宣言発令の場合	大地震発生の場合（震度5弱以上）
在宅中	・解除になるまで自宅で待機する。	・家族と共に行動する。
登校中	・家に近い場合→家に帰る。 ・学校に近い場合→登校し、職員の指示を待つ。	・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。 ※職員は学区内巡回と校内での非常時待機。
在校中	・各教室で静かに待つ。 ・帰宅路の安全を確認後、出欠・人員を確認のうえ、保護者の引き取りを待つ。保護者または代理人が来た時点で確認の上、児童を引き渡す。	・各学級に集合し、出欠・人員を確認の上、保護者の引き取りを待つ。保護者または代理人が来た時点で、確認の上、児童を引き渡す。引き渡し場所については、現場で案内をする。
下校中	・下校を続ける。	・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。

3. 防災教育・防災（避難）訓練について

避難（防災）訓練は、児童が体験的に理解できるよう計画的に実施する。（大地震発生・火災発生を想定した避難訓練）これ以外に、津波発生を想定した避難訓練や危険物の落下から身を守る訓練等を必要に応じて行い、身の安全を図る力を養う。

※校内安全点検は、毎月1回実施

月	内 容
4	通学班編成の確認・通学班会 ・校内避難経路の確認と掲示 集団下校・通学路安全点検（教職員が引率）
5	交通安全教室（1年・・・歩行訓練等）（3年・・・自転車教室）
6	警戒宣言発令時および地震発生時・風水害時の引き渡し訓練（小中合同避難訓練）
7	防災機器操作説明会（隔年）
10	地震想定での避難誘導訓練
1	火災を想定した避難誘導訓練
3	通学班会（次年度の班編成）・集団下校

〔防災訓練と役割分担〕

係	担当者	内容
本部	校長・教頭	状況把握と全校への指揮・人数把握 全校への放送 消防署・教委への通報
搬出	事務・用務員補佐 職員室にいる職員	重要書類の搬出（耐火ロッカーを除く） 本部旗・放送機器・児童チェックリスト
救護	養護・職員室にいる職員	救急箱の搬出 けが人・病人の救護
消火	火災発見者および周辺の職員	消火栓・消火器による初期消火
誘導 整列	(南棟) 1階 1年 2階 2年 3階 3年 3階 5年 6年 (北棟) 1階 たけのこ担任 2階 たけのこ担任 3階 4年 (校舎周辺)	・各階における学級担任もしくは授業者は児童を掌握し、避難場所へ誘導する。 (出張授業者は、誘導後担任に引き継ぐ) ・校庭の避難場所においては、混乱のないよう整列させる。 ・各担任は、異状の有無を本部に報告する。
施設	ガス … 用務補佐員 給食室 … 栄養教諭・調理員	ガスの元栓を閉める 給食室の火気・水道の管理

〔避難時における教室等の点検及び児童の誘導〕

点検	南 棟	北 棟
1階	体育館・庭 (施設作業員) トイレ・保健室・会議室 (養護教諭) 1年教室・相談室・1年多目的室 (1年)	家庭科室 } (級外) トイレ } たけのこ教室 (たけのこ)
2階	3年教室・3年多目的室 (3年) 2年教室・2年多目的室 (2年) 南棟音楽室・トイレ	ランチルーム・第二家庭科室 } (級外) パソコン室・トイレ・理科室 } 視聴覚室・北棟音楽室 } たけのこ教室 (たけのこ)
3階	5年教室・図書室・第二図書室 } 5年少人数教室・トイレ (5年) 6年教室・6年多目的室 (6年)	4年教室・4年多目的室 } (4年) 図工室・トイレ }

Ⅲ 災害発生時（地震）の対応

1. 初期対応

①授業中、給食中

(ア) 教室・特別教室の場合は、揺れが収まるまでの間、机の下に潜らせ机の脚をつかませる。窓ガラス付近からは離れさせる。

(イ) 体育館・グラウンド（校庭）の場合は、揺れが収まるまでの間、その場で頭を抱えてしゃがませる。中央あるいは一箇所に集める。

②休み時間、放課後

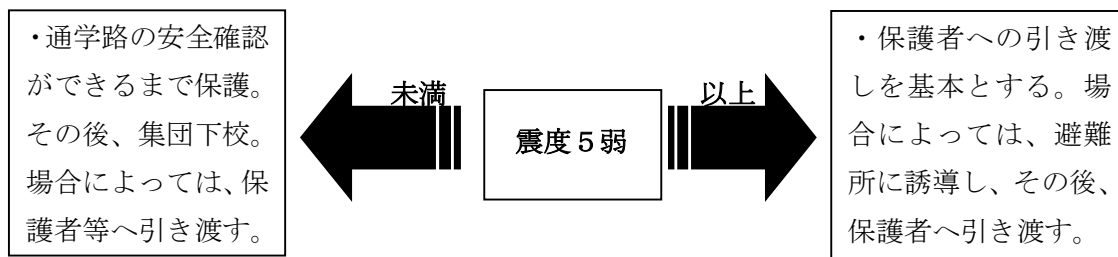
(ア) 教職員が児童生徒の近くにいる場合は、その場にいる全ての児童に対し、①と同様に対応する。児童と離れている場合は、可能な限り放送や口頭、ハンドマイク等で指示を出す。学級担任は原則として受け持ちの教室に行く。なお、担任している児童だけでなく、近くにいるすべての児童の安全確保を図る。（教職員が近くにいる場合もない場合も同様の行動ができるよう訓練しておく）

(イ) 廊下では近くの教室に入って机の下にもぐるか、その場で頭を抱えてしゃがませる。階段では、その場で腹ばいになるか、手すりにつかまり転落を防止させる。

③その後の対応

(ア) 津波が予想される場合には児童を校舎2階以上の高台に避難誘導する。

(イ) 児童の安全確保を最優先とし、児童の安全が確認されるまで、学校にとどめ置く。その後児童の安全が確認され次第、震度5弱を基準として次の対応をとる。



2. 災害対策本部の設置

二次対応後、児童の安全がいったん確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する。本部の構成は、校長、教頭、防災担当者とする。

(1) 災害対策本部の役割

- ① 各班との連絡調整
- ② 非常持ち出し書類の搬出保管
- ③ 校内の被災状況の把握
- ④ 応急対策の決定
- ⑤ 教育委員会及び寒川町災害対策本部との連絡
- ⑥ 保護者引渡しの場合、引渡し場所の指定
- ⑦ 記録日誌、報告書の作成
- ⑧ 避難所開設に向けた準備、協力

(2) 職員分担 (避難まで)

分担班	担当者
本部	校長 教頭 防災担当
誘導班	全学年担任
搬出班	事務 用務員補佐 職員室にいる職員
救護班	養護 職員室にいる職員

〈搬出物〉・携帯ラジオ・携帯ライト・児童集合状況表・引き渡しチェック表※常時職員室に設置

IV その他の災害 (風水害時)

〈初期対応〉

(1) 午前6時30分の時点で寒川地区に何らかの警報 (大雨・暴風・洪水・雷)

等が発令された場合

- ①登校を見合わせ「自宅待機」とする。(ただし、波浪警報は除く)
- ②その後、一斉メール配信で回す。(7時までには流す。)
- ③①以外の場合は、原則として学校は通常通り。
- ④学校からの連絡で「始業時刻をおくらせる」「早めに下校させる」等の時は、原則として「集団登校」「集団下校」とする。

(2) 始業後から下校の時点で寒川地区に何らかの警報 (大雨・暴風・洪水・雷)

等が発令された場合

- ①学校長の指示により、授業または学校行事を打ち切る。
- ②児童は、速やかに各教室に集合する。
- ③校外の連絡網により保護者または届けられた代理人に引き渡す。

※軽災害時は、地区の担当教職員がついて「集団下校」させる。

(校外の連絡網にて周知)

【注意】 大災害時（地震）震度5弱以上の場合=校外の連絡網はなし。
--

V 災害時の避難要綱および指導事項

(1) 地震時

<授業中の場合>

- ・ただちに授業を中止する。
- ・防災頭巾で頭を覆い、机の下にもぐり、机の脚をしっかりと握る。
- ・火気はすぐ消し、出入口の戸を開ける。
- ・ガラスやテレビなど落下物や倒壊物に注意する。
- ・主震、余震と数多く揺れがあるので、慌てず、騒がず、教師の指示に従って行動させるようにする。校内放送が可能な場合は、指示に従って行動する。ただし、訓練の際は放送の指示に従う。
- ・避難の際には、原則的には「避難経路」を通る。
- ・「お・か・し・も・ち」(おさない・かけない・しゃべらない・もどらない・ちかづかない)の約束を守る。
- ・校庭へ避難する。・・・各学年の集合場所へ。
- ・校庭にいるときは、姿勢を低くし、建物や遊具から離れる。
- ・職員は、各分担により児童を避難、誘導し整列させる。
(授業者が担任以外の場合は、校庭に避難した後担任に引き継ぐ。)
- ・担任は児童を確認し、本部へ連絡する。

<授業時間以外の場合>

- ・休み時間や清掃時間の場合は、近くの教室の机の下にもぐる。
- ・児童は、放送や教職員の指示をしっかりと聞き、その指示に従って行動させる。
- ・担任は、ただちに教室に行き、児童を誘導する。
- ・職員は、近くのトイレや特別教室なども確認する。
- ・担任不在の場合でも、危険を感じたら適切な避難ができるよう児童に日頃から指導しておく。

(2) 火災時

- ・地震の場合とほぼ同じであるが火災発生場所によって誘導者は危険の少ない経路を選び誘導する。
- ・室内では窓を閉め、電源を切る。
- ・避難の際、ハンカチで口と鼻を覆う。
- ・火災・地震、いずれの場合も「防災頭巾」を着用する。

校舎内の避難経路

①避難の基本

火事・・・火元から遠ざかる。 地震・・・建物から離れる。

②避難経路

「教室配置 及び 避難経路図」に従う。